

箇所	意見の内容（要旨）	自然保護課の考え方
	パブリックコメントからの意見はなかった。	
第二期宮城県イノシシ管理計画(案)（以下「計画」） P 1 6	②管理の目標 年間5,600頭を取れば、太平洋岸の諸県や、県内の市町村の状況を考へて本当に個体数は減少すると考えるのか。また、捕獲計画の前提には、生息域が増加せず、自然増加率も一定との条件が入っているが、これは妥当な前提条件か。 （仲谷委員）	特定鳥獣捕獲等事業の実施に際しては、県内の推定生息数を定める必要があることから、本年度に環境省が実施した生息数推定調査に基づき算出した。 なお、イノシシについては、来年度は県で生息数調査を実施し、推定生息数の精度向上を図っていく予定である。
計画 P 2 0	⑦生息域の縮小 生息域を縮小するためには、どのような対策を取るのか。 （仲谷委員）	重点区域における捕獲の継続と、警戒区域での早期発見及び有害捕獲の実施が必要と考える。
計画 P 2 0	生息域を縮小する捕獲は、環境部局の担当かと思うが、どのような工夫が必要なのか。 （仲谷委員）	低密度の市町村においても、地域住民からの目撃情報の収集や、有害捕獲等を実施し生息区域の拡大を防ぐことが必要と考える。
計画 P 2 1	「9 資源活用及び残さの適正処理」ページ下から4行目「また、」書き以降 栃木県、茨城県、千葉県では出荷制限一部解除の方法を取っている。 当管内においては、埋設箇所の飽和状態や捕獲従事者の高齢化により捕獲後の個体処理に苦慮している状況である。 解体処理施設を建設する市町もありますが、当県においても、一部解除に向けて対応、対策をご検討いただきたい。 （大河原地方振興事務所）	引き続き放射性物質測定を実施しデータの集積を図るとともに、解除の手法等を検討し国に対し要望していきたい。